

市民活動推進課の相談事業について

市民活動推進課の相談事業について、以下のとおり再開する。

■税務相談

- ・東京税理士会武蔵野支部より新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、税理士が派遣できない旨の通知があったため、緊急事態宣言発出後の税務相談を中止としていたが、緊急事態宣言の発出が解除された場合には、相談を再開する。
- ・3月24日（水）の相談より再開する。（毎週水曜午後に実施）
- ・相談方式は電話による相談（15分間）のみとする。

■人権相談

- ・東京法務局の通知により新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人権相談を今年度中中止としていたが、令和3年度においては、市を担当する人権擁護委員の合意が得られた場合には、感染防止対策を施したうえで、相談を再開してよい旨の通知があった。
- ・4月8日（木）の相談より再開する。（毎月第2木曜日に実施）
- ・相談方式は相談者の希望により、面談（40分間）もしくは電話（30分間）で行う。

■行政相談

- ・総務省東京行政評価事務所の通知により新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、行政相談を中止としていたが、緊急事態宣言の発出が解除された場合には、一定の準備期間を置き、相談時間の短縮及び感染防止対策を施したうえで相談を再開してよい旨の通知があった。
- ・4月8日（木）の相談より再開する。（毎月第2木曜日に実施）
- ・相談方式は相談者の希望により、面談（20分間）もしくは電話（15分間）で行う。